婦人少年局長殿

88-2

年少労働調査資料第34集

部外秘

小規模事業場実態調査

昭和30年3月

労働省婦人少年局

小規模事業場実態調査 正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
4	第1表（表中）計％、実数(5)年少者、男	71.0	71.5
5	3. 賃金（本文）5行目	40件	57件
〃	〃 〃 6行目	(62.5%)	(43.7%)
7	第6表（表中）計％、有	7.00	7.0
8	第8表（表中）風呂屋、3回	—	1
12	3. 通帳払（本文）5行目	26	26
〃	〃 〃 (−) 8行目	通帳で賃金の決定26ケ所	削除
14	第7表（表中）計、合計、女	41	14
18	第16表（表中）床屋、宮城県、女	—	1
20	13. 業務外の用事（本文）3.4.5行目（4ヶ所）	人	件
21	第23表（表中）風呂屋、使走り、女	—	1
〃	〃 (〃) 〃 その他、計	—	1
23	17. 所定労働時間（本文）5行目	第2表	第28表
〃	〃 〃 (〃) 11行目	繁用	常用
26	第32表（表中）麦ほ屋、その他、計	1	2
〃	〃 (〃) 風呂屋、全然休まない、女	—	2
〃	第33表（表中）計％、休まる、計	78.7	88.7
30	第40表（表中）計％、きまっていない、計		6.1
〃	〃 (〃) 計、きまっていない、計	6.1	3
〃	第42表（表中）パン製造業、女 1000〜2000	1	—
〃	〃 (〃) 菓子製造業、女 1000〜2000	—	1
32	（本文）1行目	(70.6%)	70.8%

—小規模事業場実態調査—

目　　次

調査の概要……1
一、調査目的
二、調査対象
三、調査時期
四、問題点
第一部　事業場調査……4
第二部　個人調査……11

統計表（事業場）目次

第1表　業種別、調査事業場数及び年少労働者数……4
第2表　〃　職種別、性別年少労働者数……5
第3表　〃　賃金形態……5
第4表　〃　一ヶ月現金給与総額……6
第5表　〃　給与からの控除事項……6
第6表　〃　恩恵的給与有無別事業場数……7
第7表　〃　品名別　恩恵的給与実施状況（年少者一人一年間分）……7
第8表　〃　回数別　〃　（　〃　）……8
第9表　〃　見積価額別　〃　（　〃　）……8
第10表　〃　種類別生活施設状況……9
第10表の2　〃　生活施設状況……9
第11表　〃　保険の種類別加入状況……10

統計表（個人）目次

第1表　業種別、年令別、性別年少労働者数……11
第2表　〃　学歴別、性別年少労働者数……11
第3表　〃　性別　通学状況……12
第4表　〃　〃　学校の種類別通学状況……12
第5表　〃　〃　通学の希望（不通学者のみ）……13
第6表　〃　〃　不通学理由……13
第7表　〃　〃　就労経験有無別年少労働者数……14
第8表　〃　〃　前職種別年少労働者数（就労経験ある者について）……14
第9表　就労経験年少労働者の退職理由……14
第10表　業種別、性別、雇用経路別年少労働者数……15
第11表　〃　〃　経験年数別年少労働者数（現在の業務）……15
第12表　〃　年令証明書の備付有無別年少労働者数……16
第13表　〃　性別、理由別年少労働者数（年令証明書の備付のない者）……16
第14表　〃　〃　労働契約の締結状況……17
第15表　〃　労働契約の事項別件数……17

第16表　業種別、性別、出身県別年少労働者数……18
第17表　〃　〃　住込有無別年少労働者数……18
第18表　〃　〃　食事待遇別年少労働者数……19
第19表　〃　〃　起床時刻別年少労働者数……19
第20表　〃　〃　就寝時刻別年少労働者数……20
第21表　〃　〃　指導態度別年少労働者数……20
第22表　〃　〃　業務外用事の受命状況……21
第23表　〃　〃　業務外用事の内容別件数……21
第24表　〃　作業環境状況……22
第25表　〃　性別、作業種類別就労状況……22
第26表　〃　〃　仕事に対する感じ方……23
第27表　〃　所定労働時間の有無別年少労働者数……23
第28表　〃　性別、所定労働時間別年少労働者数……24
第29表　〃　〃　労働時間別年少労働者数……24
第29表の2　〃　〃　就労態様別年少労働者数……24
第30表　〃　〃　休憩時間の有無別年少労働者数……25
第31表　〃　〃　休憩時間別年少労働者数（決められている場合）……25
第32表　〃　〃　休憩の態様別　〃　（　〃　）……26
第33表　〃　〃　休憩時間の利用別　〃　（　〃　）……26
第34表　〃　〃　休日の有無別年少労働者数……27
第35表　〃　〃　休日日数別年少労働者数……27
第36表　〃　〃　年次有給休暇有無別年少労働者数……28
第37表　〃　〃　年次有給休暇日数別年少労働者数……28
第38表　〃　〃　年次有給休暇実施状況……28
第39表　〃　〃　賃金の受給方法……29
第40表　〃　〃　賃金支払日の定、不定別年少労働者数……30
第41表　〃　〃　一ヶ月における賃金支払回数別年少労働者数……30
第42表　〃　〃　給与額（手取り）別年少労働者数……30
第43表　〃　〃　医療費支払態様別年少労働者数……31
第44表　〃　〃　継続勤務希望別年少労働者数……31
第45表　〃　〃　希望事項別年少労働者数……32

調査の概要

一、調査の目的

事業場を雇用労働者数による規模からみると、その大部分が労働者数10人未満の規模の事業場によつて占められていることは諸統計の示すところであるが、このような事業場に働く年少者の実態を知るに必要な資料は必ずしも充分とは言えない。これらの事業場に雇用されている年少者の労働環境、労働条件等を調査してその実態を把握することはよりよい保護対策に資するために必要であると考えられるので、今回は特に労働者数5人未満の事業場を対象として調査し、その基礎資料を得ることを主な目的としている。

二、調査の対象

1. 業　種

洋服仕立販売業
パン製造業
革靴製造業
酒　屋
そば屋
床　屋
風呂屋

2. 事業場

対象事業場の選定については、地域による労働条件等の差異をみるため東京都内を山手地区、中央地区、下町地区と三区分し、各地区において同一業種について同一数の事業場を選定しようとしたのであるが、例えば革靴製造業の如く業種によつては特定地区に蝟集しているものもあり、地域的比較は困難となつた。

従つて各地区に属する労働基準監督署のうち、比較的多数の事業場を管轄する監督署に提出された適用事業報告、又は同業組合の組合員名簿等によつて、一業種につき、6事業場、7業種、42事業場を選定した(第一部事業場調査の項参照)。

なお、当局係員が事業場にゆき、事業主、年少者に面接し、調査を実施した。

三、調査時期

昭和30年1月下旬

四、問題点

1. 年令証明書

労働基準法によれば、使用者は、満十八才未満の者を使用する場合には年令証明書を事業場に備えつけなければならない。

従つて年少者の年令確認義務は使用者にあるわけであるが、大部分の使用者はこれを備付けておらず、また、かゝる制度の認識すら欠いているのではないかと思われる（第12表、13表）。

2. 労働契約

対象年少者の半数近くが、労働契約の内容について知つていない。これは本人に代つて契約を父母等が行つたことに多くは原因していると思われる。もとより労働基準法では、親権者（父母）等の法定代理人の代理締結権を否定しているところであり、中にはおじ、おば等が本人に代つて契約を締結した事例もみられる（第14表）。

3. 労働時間

労働時間があらかじめ定められているものも、いないものもあるが、定められている場合でも12時間以上という答えのものが多い。

上記の時間は拘束時間を含むものとしても、（実際は休憩時間の設けられていないところが多い）法定の労働時間を超過している。

また、年少者の実際に働いた時間においても12時間以上が67.4%と最も多く、且つこのような状態が大体毎日連続している状況である。なお、年少者には原則として1日8時間を越えて労働させることは許されない（第28. 29. 30. 30の2表）。

4. 休憩時間

休憩時間が認められていると答えた年少者は約18%にすぎないので、大部分の事業場には休憩時間がないものと推察される。

多くの年少者は手待時間等を利用して一息入れるという現状であるように思われる。労働基準法によれば、労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分、8時間を超える場合は少くとも1時間の休憩時間を途中に与えなければならないことになつている（第31. 32. 33. 34表）。

5. 休日

大部分の事業場には休日はあるにはあるが、法定の基準以下で約85%がこれに該当する。原則として使用者は、労働者に対して毎週少くとも一回の休日を与えなければならないことになつている（第35. 36表）。

6. 年次有給休暇

有給休暇のない事業場が大部分で、あると答えた年少者は10%に満たない状況である。あると答えた年少者を使用する事業場においても果してこれが労働基準法の定める年次有給休暇に相当するものであるのかどうか疑問であり、前記休暇以外のその事業場で定めた一種の有給休暇とみられる点も多分に存するものである。労働基準法によれば、使用者は一定の条件のもとに労働者に最低6日、最高20日の年次有給休暇を与えなければならない（第37. 38. 39表）。

7. 賃金

賃金構成は殆どの事業場が基本給一本で決めており、時間外手当、その他の手当については全く定めがない。労働基準法では時間外、休日又は深夜労働を労働者に行わせた場合には2割5分以上の割増賃金を支払わなければならない。

賃金形態中"その他"の中に小遣として毎月一定の金額を与えているという使用者があるが、その支給額がごく少額である。これらの使用者に使用されている年少者の個人調査結果からすれば、労働の対償としてではなく、任意的に、恩恵的に与えられるものとは考えられず、小遣という表現が使用されているが実態は賃金とみなすべきが妥当ではなかろうか(事業場第3. 4. 5表、個人第40. 41. 42. 43表)。

8. 実物給与

多くの事業場が労働者に支給している衣類、日用品等は一般に使用者がその支給を義務づけられていない臨時に支給される恩恵的給与であると思われるが、食事はついては、多数の使用者はそれを給付するに必要な金額を考慮して賃金を決定している。而して食費は現金給与額中に含まれず、食事そのものの給与をうけている。この点からすれば明らかに賃金と見られる実物給与とみなされるべきである。このような賃金とみられる実物給与は法令又は労働協約に別段の定がある場合の外禁止されているし、また、許される場合でも評価額をあらかじめ決定しておかなければならない、にも拘らず労働協約もなく使用者の一方的決定にゆだねられており、基本給を低位に据えおく原因ともなる惧がある。

第一部　事業場調査

1.　調査事業場数及び年少労働者数

事業場数において、酒屋及び床屋が一ケ所づつ少ないのは前者においては、事業場の選定時期と調査実施時期に約一ケ月の間があつたため、調査時において調査対象年少者が満18才に達していたため、後者の場合は家族労働であるために除外した。

これらの事業場における総労働者数と年少者との割合をみれば、計においては総数138人中49人で34.8%となつている。最も年少者が多い業種は革靴製造業の58.3%で、酒屋の44.4%、床屋の42.9%がこれに続いている。

また、年少者について性別にみると、計においては男子が71.5%で大多数をしめ、女子はわずかに28.5%である。男子は、大体各業種間において著るしい差はみられないが、女子においては、洋服仕立販売業（洋服屋以下同様）には全然該当者なく、風呂屋が最も多かつた（第1表）。

第1表　業種別調査事業場数及び年少労働者数

業種別＼区分	事業場数	実数 (A) 総労働者	(B) 年少者 計	男	女	(B/A) 総数に対する年少者の比率
			100.0%	71.0	28.5	%
計	40	138	49	35	14	34.8
洋服仕立販売業	6	24	6	6	—	25.0
パン製造業	6	26	8	6	2	30.8
革靴製造業	6	12	7	6	1	58.3
酒屋	5	18	9	8	1	44.4
そば屋	6	23	7	6	1	30.4
床屋	5	14	6	3	3	42.9
風呂屋	6	21	6	—	6	28.6

2.　職種別年少労働者数

年少者の従事する職種について述べれば次のとおりである。調査事業場に商店が多いことにも左右されているが店員が最も多く49人中19人（38.8%）を占めている。これ以外に特に目立つものはないが洋服仕立見習、浴場更衣番、理髪見習が共に6人（12.3%）でこれに続いている（第2表）。

第2表　業種別、職種別、

職種別 / 性別 / 業種別	合計			洋服仕立見習			店員			製パン見習			製靴見習		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	12.9 6	6	—	38.8 19	16	3	6.1 3	3	—	10.2 5	4	1
洋服仕立販売業	6	6	—	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	—	—	—	4	2	2	3	3	—	—	—	—
革靴製造業	7	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	4	1
酒屋	9	8	1	—	—	—	8	8	—	—	—	—	—	—	—
そば屋	7	6	1	—	—	—	7	6	1	—	—	—	—	—	—
床屋	6	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
風呂屋	6	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 賃　金

各業種とも（革靴製造業を除き）賃金支払形態は月給制が大部分で、調査事業場中75.0%まではこれに属するものであつた。革靴製造業（靴屋以下同様）の場合は"その他"が大部分である(第3表)。

一ケ月現金給与総額を業種別にみると、平均では4,543円となつており、最も支給額の多いのは風呂屋5,333円、洋服屋5,233円等であり、最下位にあるのは靴屋の2,429円である(第4表)。

調査事業場における給与からの控除事項についてみると、税金を控除しているのは40件中わずかに9件で大部分の使用者が税金を負担していることが理解され、最も多く控除しているのは食費で25件（62.5%）を占めている。なお実際は食費に相当する金額は労働者に支給されないことが多い。もとより食事はこの場合賃金とみられる実物給与として考えられる点が多いので、使用者の評価額に基いて便宜それに見合う現金が支給されたものとして算出したものである。

最も少ないのは健康保険と失業保険とである。使用者が保険に加入し保険金を負担しているところもあることは前記の例より推察出来るが、前者では6件、後者では2件を数えられるに過ぎない（第5表）。

第3表　業種別賃金形態

区分 / 業種別	計	月給	日給	その他
計	100.0% 40	75.0 30	—	25.0 10
洋服仕立販売業	6	5	—	1
パン製造業	6	6	—	—
革靴製造業	6	1	—	5
酒屋	5	4	—	1
そば屋	6	5	—	1
床屋	5	3	—	2
風呂屋	6	6	—	—

性別年少労働者数

製靴見習工			製靴仕上工			浴場更衣番			理髪見習			炭庫子守			不詳		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
2.0			2.0			12.3			12.3			2.0			2.0		
1	1	—	1	1	—	6	—	6	6	3	3	1	—	1	1	1	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	3	3	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	6	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第4表　業種別一ヶ月現金給与総額

区分 / 業種別	(A)現金給与総額		(B)支給労働者数		(A/B) 一人平均給与額階級	
	総額	年少者	総数	年少者	総額	年少者
計	967,300	218,050	(135) 138	48	7,165	4,543
洋服仕立販売業	238,600	31,400	24	6	9,942	5,233
パン製造業	171,500	40,500	26	8	6,596	5,063
革靴製造業	99,800	17,000	12	7	8,317	2,429
酒屋	85,000	35,500	(15) 18	8	5,667	4,438
そば屋	163,200	32,900	23	7	7,096	4,700
床屋	85,600	28,750	14	6	6,114	4,792
風呂屋	123,600	32,000	21	6	5,886	5,333

(注) 支給労働者数中（ ）は(A)現金給与総額に相当する人員

第5表　業種別給与からの控除事項

区分 / 業種別	税金		健康保険		失業保険		食費		その他の経費		不詳	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
計	9	—	6	200	2	—	23	87,000	5	6,650	10	—
洋服仕立販売業	1	—	—	—	—	—	6	21,000	2	1,500	—	—
パン製造業	1	—	2	100	2	—	4	10,400	—	—	—	—
革靴製造業	—	—	—	—	—	—	1	4,500	—	—	5	—
酒屋	1	—	1	100	—	—	3	11,500	—	—	1	—
そば屋	1	—	2	—	—	—	3	11,500	1	1,500	1	—
床屋	2	—	—	—	—	—	4	13,600	2	3,650	1	—
風呂屋	3	—	1	—	—	—	4	14,500	—	—	2	—

4. 恩惠的給与

大部分の事業場が恩惠的給与を行つている。即ち、40事業場中36事業場（90%）までが実施している。これを業種別にみるとパン屋（66.7%）と風呂屋（66.7%）を除き、他の業種では全部が行つている（第6表）。

恩惠的給与の対象物については衣類が最も多く76.1%、履物15.2%、日用品6.5%の順となつている。而してこれら給与の行われる回数は年間2回が圧倒的に多く、74.9%を占め、不明を除き、次に1回の5.6%がこれに続いている。

これら企業の性質上、盆、暮にいわゆる「お仕着せ」として給与するところが多いのではないかと推断される（第7.8表）。

次に支給される物品の見積価額についてみる。2,000円以上3,000円未満と5,000円以上8,000円未満が各19.4%で最高を示し、次に不詳を除き3,000円以上4,000円未満と10,000円以上12,000円未満が共に11.1%で、これに続いている（第9表）。

第6表　業種別、恩惠的給与有無別事業場数

業種別＼区分	計 (A)	有 (B)	無	不詳	(B)/(A)
計	100.0% 40	9.00 36	7.5 3	2.5 1	90.0
洋服仕立販売業	6	6	—	—	100.0
パン製造業	6	4	2	—	66.7
革靴製造業	6	6	—	—	100.0
酒屋	5	5	—	—	100.0
そば屋	6	6	—	—	100.0
床屋	5	5	—	—	100.0
風呂屋	6	4	1	1	66.7

第7表　業種別、品名別恩惠的給与実施状況（年少者一人一年間分）

業種別＼区分	計		衣類	履物	日用品	不明
計	46	100.0%	76.1 35	15.2 7	6.5 3	2.2 1
洋服仕立販売業	7	15.2	6	1	—	—
パン製造業	5	10.9	4	—	1	—
革靴製造業	8	17.4	5	2	—	1
酒屋	5	10.9	5	—	—	—
そば屋	8	17.4	6	2	—	—
床屋	6	13.0	5	1	—	—
風呂屋	7	15.2	4	1	2	—

第8表　業種別、回数別恩恵的給与実施状況（年少者一人一年間分）

業種別＼回数別	計	1回	2回	3回	4回	その他	不明
計	% 100.0 36	5.6 2	74.9 27	2.8 1	2.8 1	2.8 1	11.1 4
洋服仕立販売業	6	—	5	—	—	—	1
パン製造業	4	—	4	—	—	—	—
革靴製造業	6	1	3	—	1	—	1
酒屋	5	—	5	—	—	—	—
そば屋	6	—	4	—	—	1	1
床屋	5	1	3	—	—	—	1
風呂屋	4	—	3	—	—	—	—

第9表　業種別、見積価格別恩恵的給与実施状況（年少者一人一年間分）

業種別＼区分	計	2,000円未満	2,000円以上3,000円未満	3,000円以上4,000円未満	4,000円以上5,000円未満	5,000円以上6,000円未満	6,000円以上8,000円未満	8,000円以上10,000円未満	10,000円以上12,000円未満	12,000円以上14,000円未満	14,000円以上	不詳
計	% 100.0 36	—	19.4 7	11.1 4	8.3 3	19.4 7	8.3 3	—	11.1 4	2.8 1	5.6 2	14.0 5
洋服仕立販売業	6	—	1	—	1	—	1	—	2	1	—	—
パン製造業	4	—	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
革靴製造業	6	—	—	—	1	1	1	—	—	—	1	2
酒屋	5	—	1	1	—	2	—	—	1	—	—	—
そば屋	6	—	1	1	—	2	—	—	—	—	1	1
床屋	5	—	2	—	—	—	1	—	1	—	—	1
風呂屋	4	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	1

5. 生活施設

生活施設の種類についてみれば、第10表に示すとおり、「事業主の住居内に一定の部屋がきめてある」が最も多く、27件で次が「事業場内に特定の部屋がきめてある」の9件である。

これらの施設の使用状況をみると、各業種とも一人平均畳数には余裕があるようで最も畳数の多いのは靴屋の2.9畳であり、最も少いのは床屋の1.7畳であるが、それでも法定基準の1.5畳より上廻つている（第10表の2）。

第10表　業種別、種類別生活施設状況

区分 / 業種別	労働者の寄宿舎としての独立の棟がある	事業主の住居内に一定の部屋がきめてある	事業場内に特定の部屋がきめてある	その他
計	3	27	9	3
洋服仕立販売業	—	4	1	1
パン製造業	1	6	1	—
革靴製造業	—	4	1	1
酒屋	1	4	—	—
そば屋	—	4	2	—
床屋	1	3	1	—
風呂屋	—	2	3	1

第10表の2　業種別生活施設状況

区分 / 業種別	畳数	居住者数	居住労働者数	一人当平均畳数
計	321.5	135	123	2.4
洋服仕立販売業	56.5	22	18	2.5
パン製造業	55.0	23	20	2.4
革靴製造業	29.0	10	8	2.9
酒屋	35.5	14	14	2.5
そば屋	75.0	30	28	2.5
床屋	23.5	14	14	1.7
風呂屋	47.5	22	21	2.2

（注）居住者数には同室に起居する使用者又はその家族を含む。

6. 保険の加入状況

調査事業場の大部分は雇用労働者数5人未満の事業場であるので、原則として労災保険法における強制適用事業でもなく、失業保険法又は健康保険法により使用者が当該保険金の負担を強制されていないので加入率の低いことは想像できるところであるが、その実情は第11表に示されているとおりである。なお、調査事業場数は40ヵ所である（第11表）。

多くの使用者は年少者が疾病にかかり又は災害をうけた場合使用者がその医療費の全額を負担すると答えているが、問題は長期にわたる疾病又は災害の場合で、果して使用者がどの程度援助を継続するか、ということである。

第11表　業種別保険の種類別加入状況

区分 / 業種別	健康保険	失業保険	労災保険
計	6	2	5
洋服仕立販売業	—	—	—
パン製造業	2	2	2
草履製造業	—	—	—
酒屋	1	—	—
そば屋	2	—	3
床屋	—	—	—
風呂屋	1	—	—

第二部　個　人　調　査

1.　業種別、年令別、性別年少労働者数

業種別についてその分布をみると特に目立つて多数を占めている業種はないが、洋服屋には女子は一人も雇用されておらず、また、風呂屋においては、男子は全然雇用されていないのが特徴的である。これを年令別にみると、17才が26人（53.0％）、16才19人（38.8％）、15才4人（8.2％）の順となつている。性別においては男子は49人中35人（71.4％）で女子14人（28.6％）の半数以上を占めている（第1表）。

第1表　業種別、年令別、性別年少労働者数

業種別＼年令別＼性別	合計			17才			16才			15才		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	71.4 35	28.6 14	53.0 26	18	8	38.8 19	14	5	8.2 4	3	1
洋服仕立販売業	6	6	−	4	4	−	2	2	−	−	−	−
パン製造業	8	6	2	6	4	2	2	2	−	−	−	−
革靴製造業	7	6	1	2	1	1	5	5	−	−	−	−
酒屋	9	8	1	3	3	−	5	4	1	1	1	−
そば屋	7	6	1	5	5	−	1	−	1	1	1	−
床屋	6	3	3	4	1	3	1	1	−	1	1	−
風呂屋	6	−	6	2	−	2	3	−	3	1	−	1

2.　学　　歴

49人中47人（96.0％）までが義務教育を修了している。ただ風呂屋に働いている女子の一人が小学校卒業を記録している。定時制高校を中退した者はなく高等学校中退が一人あつた（第2表）。

第2表　業種別、学歴別、性別年少労働者数

業種別＼学校別＼性別	合計			小学校									中学校									定時制高校			高等学校		
				計			卒業			中退			計			卒業			中退			中退			中退		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	2.0 1	−	1	1	−	1	−	−	−	96.0 47	34	13	96.0 47	34	13	−	−	−	−	−	−	2.0 1	1	−
洋服仕立販売業	6	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	5	5	−	5	5	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−
パン製造業	8	6	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	8	6	2	8	6	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
革靴製造業	7	6	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	7	6	1	7	6	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
酒屋	9	8	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	9	8	1	9	8	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
そば屋	7	6	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	7	6	1	7	6	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
床屋	6	3	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	6	3	3	6	3	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−
風呂屋	6	−	6	1	−	1	1	−	1	−	−	−	5	−	5	5	−	5	−	−	−	−	−	−	−	−	−

3. 通学状況

用語は必ずしも適切ではないが、現在何らかの教育施設において勉強し又は技術を習得しているか、否か、について資料を得ようとしたものである。

「行つている」と答えたものは49人中7人(14.3%)で比較的技術の習熟を要請される洋服屋及び床屋に働く者に限られている。これに反して「行つていない」というものは42人(85.7%)で、大部分のものは勉学の機会に恵まれていない(第3、4表)。それではこれら年少者の通学に対する考え方をみると、42人中26人(61.9%)が勉学する意思をもつており、「行きたくない」と答えたものは16人(38.1%)であつた(第5表)。

次に通学する意思のある29人について不通学の理由をみると、「時間がない」という者が15人(51.8%)で過半数を占め、その他を除き、「適当な学校が近くにない」4人(13.8%)、「事業主が許さない」2人(6.9%)等が主なものである。

なお、その他6人(20.7%)が多いのは無記入が多いためである(第6表)。

第3表　業種別、性別通学状況

業種別＼通学有無・性別	合計 計	合計 男	合計 女	行つている 計	行つている 男	行つている 女	行つていない 計	行つていない 男	行つていない 女
計	% 100.0 49	35	14	14.3 7	6	1	85.7 42	29	13
洋服仕立販売業	6	6	—	4	4	—	2	2	—
パン製造業	8	6	2	—	—	—	8	6	2
革靴製造業	7	6	1	—	—	—	7	6	1
酒屋	9	8	1	—	—	—	9	8	1
そば屋	7	6	1	—	—	—	7	6	1
床屋	6	3	3	3	2	1	3	1	2
風呂屋	6	—	6	—	—	—	6	—	6

第4表　業種別、性別、学校の種類別通学状況

業種別＼学校の種類別・性別	合計 計	合計 男	合計 女	定時制高等学校 計	定時制高等学校 男	定時制高等学校 女	各種学校 計	各種学校 男	各種学校 女	技能者養成施設 計	技能者養成施設 男	技能者養成施設 女	その他 計	その他 男	その他 女
計	% 100.0 7	6	1	—	—	—	42.9 3	2	1	57.1 4	4	—	—	—	—
洋服仕立販売業	4	4	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—
パン製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
革靴製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そば屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床屋	3	2	1	—	—	—	3	2	1	—	—	—	—	—	—
風呂屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第5表　業種別、性別通学の希望（不通学者のみ）

区分 / 性別 / 業種別	合計			行きたいがいけない			行きたくない		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 42	29	13	61.9 26	17	9	38.1 16	12	4
洋服仕立販売業	2	2	—	2	2	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	7	5	2	1	1	—
革靴製造業	7	6	1	3	2	1	4	4	—
酒屋	9	8	1	5	4	1	4	4	—
そば屋	7	6	1	4	3	1	3	3	—
床屋	3	1	2	3	1	2	—	—	—
風呂屋	6	—	6	2	—	2	4	—	4

第6表　業種別、性別不通学理由

区分 / 性別 / 業種別	合計			時間がない			事業主が許さない			適当な学校が近くにない			つかれる			家計が苦しい			その他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 29	20	9	51.8 15	10	5	6.9 2	1	1	13.8 4	2	2	3.4 1	1	—	3.4 1	1	—	20.7 6	5	1
洋服仕立販売業	3	3	—	2	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パン製造業	7	5	2	3	2	1	—	—	—	1	—	1	1	1	—	—	—	—	2	2	—
革靴製造業	3	2	1	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
酒屋	7	6	1	4	4	—	1	1	—	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そば屋	4	3	1	1	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—
床屋	3	1	2	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1
風呂屋	2	—	2	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4. 職　　歴

現在の事業場に雇用される前の職業経歴についてみると、職歴のないものが49人中37人(75.5%)、ある者が12人（24.5%）の割合である（第7表）。

その者の職業で特に集中している職業はみられなかつたが、商店店員が25.1%で最も長く移動性がみられ、移動後もやはり同様な業務に従事している。次には革靴製造業の16.8%で前記の場合と同じく現在も前職と同じ職業に従事している(第8表)。

これら年少者の退職理由についてみると、その他を除き「仕事が好きでなかつたから」が33.3%、「給料が安いから」が8.3%である。その他が58.4%と多いのは無記入が多いためである(第9表)。

第7表　業種別、性別、就労経験有無別年少労働者數

区分 業種別 ＼ 性別	合計 計	合計 男	合計 女	ある 計	ある 男	ある 女	ない 計	ない 男	ない 女
計	% 100.0 49	35	14 41	24.5 12	6	6	75.5 37	29	8
洋服仕立販売業	6	6	—	—	—	—	6	6	—
パン製造業	8	6	2	4	2	2	4	4	—
草履製造業	7	6	1	2	1	1	5	5	—
酒屋	9	8	1	2	2	—	7	6	1
そば屋	7.	6	1	2	1	1	5	5	—
床屋	6	3	3	1	—	1	5	3	2
風呂屋	6	—	6	1	—	1	5	—	5

第8表　業種別、性別、前職種別年少労働者数　（就労経験ある者について）

区分 業種別 ＼ 性別	合計 計	合計 男	合計 女	菓子製造 計	菓子製造 男	菓子製造 女	商店店員 計	商店店員 男	商店店員 女	印刷工場 計	印刷工場 男	印刷工場 女	草履製造業 計	草履製造業 男	草履製造業 女	浴場 計	浴場 男	浴場 女	雑役 計	雑役 男	雑役 女	税務署 計	税務署 男	税務署 女	理髪店 計	理髪店 男	理髪店 女	不明 計	不明 男	不明 女
計	% 100.0 12	6	6	8.3 1	1	—	25.1 3	2	1	8.3 1	—	1	16.6 2	1	1	8.3 1	—	1	8.3 1	1	—	8.3 1	1	—	8.3 1	—	1	8.3 1	—	1
洋服仕立販売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パン製造業	4	2	2	1	1	—	1	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
草履製造業	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒屋	2	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そば屋	2	1	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
床屋	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—
風呂屋	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第9表　就労経験年少労働者の退職理由

区分 ＼ 性別	合計	給料が安いから	仕事が好きでなかつたから	務め先が遠いから	やめされられた	病気になつたから	その他
計	% 100.0 12	8.3 1	33.3 4	—	—	—	58.4 7
男	6	1	3	—	—	—	2
女	6	—	1	—	—	—	5

5. 雇用経路

最も多いのは「知人に紹介された」というのが49人中30人（61.3%）、「ととの事業主と親戚である」が

10人(20.4%)である。この二つが特に目立つており、「自分でみつけた」というのは皆無である(第10表)。

第10表　業種別、性別、雇用経路別年少労働者数

区分 / 性別 / 業種別	合計			学校から紹介されて			安定所を通じて			ここの事業主と親戚である			知人に紹介された			自分でみつけた			その他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	6.1 3	3	—	6.1 3	3	—	20.4 10	5	5	61.3 30	22	8	—	—	—	6.1 3	2	1
洋服仕立販売業	6	6	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	4	4	—	—	—	—	1	1	—
パン製造業	8	6	2	—	—	—	1	1	—	—	—	—	7	5	2	—	—	—	—	—	—
革靴製造業	7	6	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	5	4	1	—	—	—	1	1	—
酒屋	9	8	1	1	1	—	2	2	—	2	2	—	4	3	1	—	—	—	—	—	—
そば屋	7	6	1	2	2	—	—	—	—	1	1	—	4	3	1	—	—	—	—	—	—
床屋	6	3	3	—	—	—	—	—	—	2	—	2	3	3	—	—	—	—	1	—	1
風呂屋	6	—	6	—	—	—	—	—	—	3	—	3	3	—	3	—	—	—	—	—	—

6. 経験年数

6ケ月以上1ケ年未満が49人中25人(51.1%)で最も多く、1ケ年以上2ケ年未満が11人(22.4%)、3ケ月以上6ケ月未満6人(12.2%)となつている(第11表)。

第11表　業種別、性別、経験年数別年少労働者数　(現在の業務)

区分 / 性別 / 業種別	合計			3ケ月未満			3ケ月以上6ケ月未満			6ケ月以上1ケ年未満			1ケ年以上2ケ年未満			2ケ年以上			不詳		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	2.0 1	1	—	12.2 6	3	3	51.1 25	19	6	22.4 11	6	5	8.2 4	4	—	4.1 2	2	—
洋服仕立販売業	6	6	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—	3	3	—	—	—	—	1	1	—
パン製造業	8	6	2	—	—	—	—	—	—	5	3	2	2	2	—	1	1	—	—	—	—
革靴製造業	7	6	1	1	1	—	1	—	1	4	4	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
酒屋	9	8	1	—	—	—	—	—	—	8	7	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—
そば屋	7	6	1	—	—	—	2	2	—	1	1	—	2	1	1	1	1	—	1	1	—
床屋	6	3	3	—	—	—	1	—	1	3	3	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—
風呂屋	6	—	6	—	—	—	1	—	1	3	—	3	2	—	2	—	—	—	—	—	—

7. 年令証明書の備付状況

年令証明書が備付けてあると答えた年少者はわずかに49人中4人(8.2%)に過ぎず、大部分のものは備付けてないと答え、40人(81.6%)がこれに該当する(第12表)。また、年令証明書を備付けていないと答えた者についてその理由について調査すると、「知らない」という年少者が40人中32人(80.0%)の多数を占めている(第13表)。

第12表　業種別、年令証明書の備付有無別年少労働者数

業種別＼区分	合計	備付けてある	備付けてない	不明
計	% 100.0 49	8.2 4	81.6 40	10.2 5
洋服仕立販売業	6	1	4	1
パン製造業	8	2	5	1
革靴製造業	7	-	7	-
酒屋	9	-	9	-
そば屋	7	-	4	3
床屋	6	1	5	-
風呂屋	6	-	6	-

第13表　業種別、性別、理由別年少労働者数　(年令証明書の備付のない者)

業種別＼区分＼性別	合計			知らない			不詳		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 40	28	12	80.0 32	22	10	20.0 8	6	2
洋服仕立販売業	4	4	-	2	2	-	2	2	-
パン製造業	5	4	1	3	3	-	2	1	1
革靴製造業	7	6	1	4	4	-	3	2	1
酒屋	9	8	1	8	7	1	1	1	-
そば屋	4	4	-	4	4	-	-	-	-
床屋	5	2	3	5	2	3	-	-	-
風呂屋	6	-	6	6	-	6	-	-	-

8. 労働契約

労働契約の締結方法についてみると、口頭で契約を締結した者が大部分で、49人中32人（65.3%）がこれに該当し、書面によつたものはわずかに1人（2%）である（第14表）。

契約事項は不明の27件（40.3%）が最も多くなつているが、これは年少者の父母等が本人に代つて契約をしたため、全く契約の内容について認識していないためと、無記入が多かつたためである。この次に続いているのは、賃金の16件(23.9%)と就業々務の8件(11.9%)、休日の6件(9.0%) 等が主なものである(第15表)。

第14表　業種別、性別労働契約の締結状況

区分 / 性別 / 業種別	合計			書面によつて契約をした			口頭でした			その他			不明		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	2.0 1	—	1	65.3 32	23	9	24.5 12	9	3	8.2 4	3	1
洋服仕立販売業	6	6	—	—	—	—	5	5	—	1	1	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	—	—	—	2	2	—	3	2	1	3	2	1
革靴製造業	7	6	1	—	—	—	2	2	—	4	3	1	1	1	—
酒屋	9	8	1	—	—	—	9	8	1	—	—	—	—	—	—
そば屋	7	6	1	—	—	—	4	3	1	3	3	—	—	—	—
床屋	6	3	3	—	—	—	6	3	3	—	—	—	—	—	—
風呂屋	6	—	6	1	—	1	4	—	4	1	—	1	—	—	—

第15表　業種別、労働契約の事項別件数

区分 / 業種別	合計	就業業務	賃金	労働時間	休日	雇用期間	その他	不明
計	% 100.0 67	11.9 8	23.9 16	6.0 4	9.0 6	4.5 3	4.5 3	40.3 27
洋服仕立販売業	9	—	1	1	1	1	1	4
パン製造業	8	—	—	—	—	—	—	8
革靴製造業	8	1	—	—	—	1	—	6
酒屋	11	—	6	—	—	—	—	5
そば屋	9	—	3	1	1	—	1	3
床屋	8	3	3	—	1	1	—	—
風呂屋	14	4	3	2	3	—	1	1

3. 出身地

大部分の年少者は他県出身のものである。即ち、東京都出身のものは49人中9人（18.4%）で、他県のものは40人（81.6%）である。

これを個々の県別にみれば、新潟県が49人中11人（22.4%）で最も多く、東京都は9人（18.4%）、茨城県及び埼玉県が共に4人（8.3%）でこれに続いている。この様にほとんどが他県出身者であるような状況であるので、通勤者は一人もなく全労働者が住込みであつた（第16、17表）。

第16表　業種別、性別、出身県別年少労働者数

区分 / 性別 / 業種別	合計			東京都			その他																				
							合計			北海道			宮城県			秋田県			福島県			茨城県					
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	18.4 9	5	4	81.6 40	30	10	2.0 1	1	—	2.0 1	—	1	2.0 1	1	—	6.1 3	2	1	8.3 4	4	—			
洋服仕立販売業	6	6	—	2	2	—	4	4	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
パン製造業	8	6	2	2	2	—	6	4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	—			
革靴製造業	7	6	1	1	1	—	6	5	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—			
酒屋	9	8	1	—	—	—	9	8	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—			
そば屋	7	6	1	1	—	1	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—			
床屋	6	3	3	—	—	—	6	3	3	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—			
風呂屋	6	—	6	3	—	3	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

区分 / 性別 / 業種別	その他																										
	群馬県			埼玉県			千葉県			新潟県			富山県			石川県			福井県			長野県			愛知県		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 6.1 3	2	1	8.3 4	4	—	4.1 2	2	—	22.4 11	8	3	4.1 2	1	1	6.1 3	—	3	2.0 1	1	—	6.1 3	3	—	2.0 1	1	—
洋服仕立販売業	1	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
パン製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
革靴製造業	1	—	1	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
酒屋	—	—	—	—	—	—	1	1	—	7	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そば屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—
床屋	1	1	—	2	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
風呂屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第17表　業種別、性別、住込有無別年少労働者数

区分 / 性別 / 業種別	合計			住込			かよい		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	% 100.0 49	35	14	—	—	—
洋服仕立販売業	6	6	—	6	6	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	8	6	2	—	—	—
革靴製造業	7	6	1	7	6	1	—	—	—
酒屋	9	8	1	9	8	1	—	—	—
そば屋	7	6	1	7	6	1	—	—	—
床屋	6	3	3	6	3	3	—	—	—
風呂屋	6	—	6	6	—	6	—	—	—

10. 食事待遇

49人中42人(85.7%)までが使用者の家族と同じ待遇をうけていると答えている。「使用者の家族と別」と答えたものはわずか6人(12.3%)で、パン屋、靴屋及び酒屋に働く年少者の一部がこれに該当する(第18表)。

第18表　業種別、性別、食事待遇別年少労働者数

区分 / 性別 / 業種別	合計			使用者の家族と同じ			使用者の家族と別			その他			不詳		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	85.7 42	29	13	12.3 6	5	1	—	—	—	2.0 1	1	—
洋服仕立販売業	6	6	—	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	7	5	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—
革靴製造業	7	6	1	5	4	1	2	2	—	—	—	—	—	—	—
酒屋	9	8	1	9	5	—	3	2	1	—	—	—	1	1	—
そば屋	7	6	1	7	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床屋	6	3	3	6	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
風呂屋	6	—	6	6	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—

11. 起床及び就寝時刻

起床時刻をみると49人中41人(83.6%)の年少者が午前7時～9時の間に起きている。最も早くおきるのはパン屋に働く年少者で午前3時～5時となつており、洋服屋、そば屋、床屋及び風呂屋は最も遅く或る程度業種の特異性がうかがわれる(第19表)。

就寝時刻は午後10時～0時までの者が49人中31人(63.2%)、その後に8時～10時の10人(20.4%)がこれに続いている。最も早く就寝するのは、最も早く起きるパン屋に働く者で午後5時～8時であり、最もおそくまで起きているのは風呂屋の年少者で、いづれも午前0時～2時が就寝時刻となつている(第20表)。

第19表　業種別、性別、起床時刻別年少労働者数

区分 / 性別 / 業種別	合計			午前3時～5時			午前5時～7時			午前7時～9時		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	8.2 4	4	—	8.2 4	2	2	83.6 41	29	12
洋服仕立販売業	6	6	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—
パン製造業	8	6	2	4	4	—	2	1	1	2	1	1
革靴製造業	7	6	1	—	—	—	1	—	1	6	6	—
酒屋	9	8	1	—	—	—	1	1	—	8	7	1
そば屋	7	6	1	—	—	—	—	—	—	7	6	1
床屋	6	3	3	—	—	—	—	—	—	6	3	3
風呂屋	6	—	6	—	—	—	—	—	—	6	—	6

第20表　業種別、性別、就寝時刻別年少労働者数

業種別＼性別＼時刻別	合計 計	合計 5時以前	合計 5～8	合計 8～10	合計 10～0	合計 0～2	合計 不詳	男 計	男 5時以前	男 5～8	男 8～10	男 10～0	男 0～2	男 不詳	女 計	女 5時以前	女 5～8	女 8～10	女 10～0	女 0～2	女 不詳
計	% 100.0 49	－	8.2 4	20.4 10	63.2 31	8.2 4	－	35	－	4	5	26	－	－	14	－	－	5	5	4	－
洋服仕立販売業	6	－	－	－	6	－	－	6	－	－	－	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－
パン製造業	8	－	4	1	3	－	－	6	－	4	1	1	－	－	2	－	－	－	2	－	－
革靴製造業	7	－	－	3	4	－	－	6	－	－	2	4	－	－	1	－	－	1	－	－	－
酒屋	9	－	－	－	9	－	－	8	－	－	－	8	－	－	1	－	－	－	1	－	－
そば屋	7	－	－	－	7	－	－	6	－	－	－	6	－	－	1	－	－	－	1	－	－
床屋	6	－	－	4	2	－	－	3	－	－	2	1	－	－	3	－	－	2	1	－	－
風呂屋	6	－	－	2	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	6	－	－	2	－	4	－

12. 年少者に対する指導態度

「あまりよく教えて呉れない」と答えたものは皆無であり、大部分の年少者は「よく教える」と答えており、49人中42人（85.7％）を占めている。「普通」と答えたものは7人（14.3％）である（第21表）。

第21表　業種別、性別、指導態度別年少労働者数

業種別＼性別＼指導態度別	合計 計	合計 男	合計 女	よく教える 計	よく教える 男	よく教える 女	普通 計	普通 男	普通 女	あまりよく教えて呉れない 計	あまりよく教えて呉れない 男	あまりよく教えて呉れない 女
計	% 100.0 49	35	14	85.7 42	31	11	14.3 7	4	3	－	－	－
洋服仕立販売業	6	6	－	5	5	－	1	1	－	－	－	－
パン製造業	8	6	2	7	5	2	1	1	－	－	－	－
革靴製造業	7	6	1	7	6	1	－	－	－	－	－	－
酒屋	9	8	1	7	7	－	2	1	1	－	－	－
そば屋	7	6	1	7	6	1	－	－	－	－	－	－
床屋	6	3	3	5	2	3	1	1	－	－	－	－
風呂屋	6	－	6	4	－	4	2	－	2	－	－	－

13. 業務外の用事

業務外の用事を言いつけられたことのある者は49人中16人（32.8％）であり、酒屋を除き、殆どの業種にみられる。言いつけられたことのないものは32人（65.2％）である（第22表）。

言いつけられた内容は、使走りが19人中7人（36.8％）で最高を占め、男子の方が女子よりも多い。次にきているのは掃除の5人（26.3％）で、大体男子、女子とも同数を占めている。

炊事手伝いにおいては5人（26.3％）とも、全部女子で占められている（第23表）。

第22表　業種別、性別、業務外用事の受命状況

区分 / 性別 / 業種別	合計			ある			ない			無記入		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	32.8 16	9	7	65.2 32	25	7	2.0 1	1	—
洋服仕立販売業	6	6	—	1	1	—	5	5	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	3	2	1	5	4	1	—	—	—
革靴製造業	7	6	1	3	2	1	4	4	—	—	—	—
酒屋	9	8	1	—	—	—	8	7	1	1	1	—
そば屋	7	6	1	3	3	—	4	3	1	—	—	—
床屋	6	3	3	3	1	2	3	2	1	—	—	—
風呂屋	6	—	6	3	—	3	3	—	3	—	—	—

第23表　業種別、性別、業務外用事の内容別件数

区分 / 性別 / 業種別	合計			炊事手伝			掃除			使走り			その他			不詳		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 19	9	10	26.3 5	—	5	26.3 5	2	3	36.8 7	6	1	5.3 1	—	1	5.3 1	1	—
洋服仕立販売業	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
パン製造業	3	2	1	1	—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—
革靴製造業	4	2	2	1	—	1	2	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
酒屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そば屋	3	3	—	—	—	—	1	1	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—
床屋	4	1	3	2	—	2	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
風呂屋	4	—	4	1	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—

14. 作業環境

不詳が55件中37件（67.3％）を占めているのは無記入が多いためである。不詳を除き、「作業場にほこり、蒸気、ガス等がひどい」というのが4件（7.3％）、「作業場が暑い」及び「作業場がそうぞうしい」の3件（5.5％）等が主なものである（第24表）。

第24表　業種別作業環境状況

区分 / 業種別	合計	良い機械や工具を使っている	機械器具その他の設備がよくない	材料又は取扱っているものが不適当	作業場が狭い	作業場の整頓がよくない	作業場が暗い	作業場にほこり、蒸気、ガス等がひどい	作業場が暑い	作業場が寒い	作業場がそうしいぞうしい	その他	不詳
計	% 100.0 55	1.8 1	—	—	3.6 2	1.8 1	1.8 1	7.3 4	5.5 3	3.6 2	5.5 3	1.8 1	67.3 37
洋服仕立販売業	9	—	—	—	1	1	1	1	—	—	—	—	5
パン製造業	9	1	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	5
革靴製造業	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
酒屋	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
そば屋	7	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	5
床屋	6	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	4
風呂屋	8	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3	—	2

15. 作業の種類

「軽い普通の仕事」が最も多く54件中28件（51.8%）でその後に「ひどく気を張ってする仕事」の11件（20.4%）「力のいる仕事」8件（14.8%）が続いている（第25表）。

第25表　業種別、性別、作業種類別就労状況

区分 / 性別 / 業種別	合計			力のいる仕事			速い仕事			ひどく気を張ってする仕事			軽い普通の仕事			その他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 54	40	14	14.8 8	7	1	3.7 2	2	—	20.4 11	8	3	51.8 28	19	9	9.3 5	4	1
洋服仕立販売業	6	6	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	4	4	—	1	1	—
パン製造業	8	6	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	6	4	2	1	1	—
革靴製造業	7	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	6	1	—	—	—
酒屋	13	12	1	3	3	—	1	1	—	3	3	—	6	5	1	—	—	—
そば屋	8	7	1	2	2	—	1	1	—	2	2	—	1	—	1	2	2	—
床屋	6	3	3	1	1	—	—	—	—	4	2	2	1	—	1	—	—	—
風呂屋	6	—	6	1	—	1	—	—	—	1	—	1	3	—	3	1	—	1

16. 仕事に対する感じ方

「仕事が好きである」の55件中30件（54.6%）及び「仕事がやさしい」の10件（18.2%）が特に目立っている。

「仕事が好きでない」はわずか1件にすぎない。「仕事がむづかしい」においては、洋服屋の6件中4件までがこの範疇に属していることは注目されてよい（第26表）。

第26表　業種別、性別、仕事に対する感じ方

区分 / 業種別 / 性別	合計			仕事が好きである			仕事が好きでない			仕事がむづかしい			仕事がやさしい			その他及び不詳		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 55	40	15	54.6 30	23	7	1.8 1	—	1	12.7 7	6	1	18.2 10	6	4	12.7 7	5	2
洋服仕立販売業	6	6	—	2	2	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	4	3	1	—	—	—	1	1	—	3	2	1	—	—	—
革靴製造業	10	9	1	6	6	—	—	—	—	2	1	1	2	2	—	—	—	—
酒屋	11	10	1	5	5	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	4	3	1
そば屋	7	6	1	4	4	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	2	2	—
床屋	6	3	3	6	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
風呂屋	7	—	7	3	—	3	—	—	—	—	—	—	3	—	3	1	—	1

17. 所定労働時間

ここでいう所定労働時間とは労働協約又は就業規則等で定められている労働時間を指すのではなくて、同業組合、その他によつて定められている労働時間のことである。

「きめられている」という年少者が大部分で49人中34人(69.4%)を占めているが、「きめられていない」と答えたものは15人(30.6%)であつて、パン屋、風呂屋に多くみられる(第27表)。

第29表により時間をみれば、最も多いのは12時間以上であつて、34人中24人(71.1%)が該当する。酒屋、そば屋、床屋に多くみられる。次に多いのは11時間以上12時間未満の4人(11.8%)である。

実際に働いた時間についてみると、12時間以上が49人中33人(67.4%)であることは注目に値する。8時間以上9時間未満と10時間以上11時間未満が共に5人(10.2%)でこれに続いている(第29表)。

上述の労働時間が一時的なものか、恒常的なものかは労働が長時間に亙るため非常に重要な意味をもつ。その状況をみると、「毎日大体同じ」という年少者が49人中41人(83.7%)を占めており、これに反し昨日だけというのはわづかに3人(6.1%)で最も少なく、業務の関係に拘らず長時間就労している状況がうかがわれる(第29表の2)。

第27表　業種別、所定労働時間の有無別年少労働者数

区分 / 業種別 / 性別	合計			きめられている			きめられていない		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	69.4 34	26	8	30.6 15	9	6
洋服仕立販売業	6	6	—	4	4	—	2	2	—
パン製造業	8	6	2	2	2	—	6	4	2
革靴製造業	7	6	1	6	5	1	1	1	—
酒屋	9	8	1	8	7	1	1	1	—
そば屋	7	6	1	6	5	1	1	1	—
床屋	6	3	3	6	3	3	—	—	—
風呂屋	6	—	6	2	—	2	4	—	4

第28表　業種別、性別、所定労働時間別年少労働者数

区分 / 業種別 / 性別	合計			8時間以上9時間未満			9時間以上10時間未満			10時間以上11時間未満			11時間以上12時間未満			12時間以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 34	26	8	5.7 2	2	−	5.7 2	2	−	5.7 2	1	1	11.8 4	4	−	71.1 24	17	7
洋服仕立販売業	4	4	−	1	1	−	1	1	−	−	−	−	1	1	−	1	1	−
パン製造業	2	2	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	1	1	−	−	−	−
革靴製造業	6	5	1	1	1	−	1	1	−	1	−	1	−	−	−	3	3	−
酒屋	8	7	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	8	7	1
そば屋	6	5	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	5	4	1
床屋	6	3	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	5	2	3
風呂屋	2	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	2

第29表　業種別、性別、労働時間別年少労働者数

労働時間別 / 業種別 / 性別	合計			8時間未満			8時間以上9時間未満			9時間以上10時間未満			10時間以上11時間未満			11時間以上12時間未満			12時間以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	4.1 2	2	−	10.2 5	5	−	2.0 1	1	−	10.2 5	2	3	6.1 3	2	1	67.4 33	23	10
洋服仕立販売業	6	6	−	−	−	−	2	2	−	−	−	−	1	1	−	−	−	−	3	3	−
パン製造業	8	6	2	1	1	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	1	1	−	5	3	2
革靴製造業	7	6	1	−	−	−	3	3	−	1	1	−	1	−	1	−	−	−	2	2	−
酒屋	9	8	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	9	8	1
そば屋	7	6	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	1	1	−	5	5	−
床屋	6	3	3	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	5	2	3
風呂屋	6	−	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	1	−	1	4	−	4

第29表の2　業種別、性別、就労態様別年少労働者数

区分 / 業種別 / 性別	合計			昨日だけ			時々ある			毎日大体同じ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	6.1 3	2	1	10.2 5	4	1	83.7 41	29	12
洋服仕立販売業	6	6	−	1	1	−	−	−	−	5	5	−
パン製造業	8	6	2	−	−	−	1	1	−	7	5	2
革靴製造業	7	6	1	−	−	−	2	2	−	5	4	1
酒屋	9	8	1	−	−	−	1	1	−	8	7	1
そば屋	7	6	1	−	−	−	−	−	−	7	6	1
床屋	6	3	3	1	1	−	−	−	−	5	2	3
風呂屋	6	−	6	1	−	1	1	−	1	4	−	4

18. 休 憩 時 間

休憩時間がきめられていると答えた年少者はわずかに49人中9人（18.4%）で、残りの40人（81.6%）はきめられていないと答えたものである（第30表）。次に休憩時間の長さをみれば、1時間以上2時間未満が9人中3人（33.4%）、45分未満と2時間以上が共に2人（22.2%）でこれらが主なものである（第31表）。

休憩時間のきまつていない場合の年少者は、「自分の仕事の都合によつて勝手に休む」というのが大半を占め、40人中27人（67.5%）を占めている（第32表）。

休憩時間の利用状況をみれば、9人中8人（88.9%）が充分利用出来ると答え、1人だけが休めないと答え、休めない理由については記入されていなかつた（第33表）。

第30表　業種別、性別、休憩時間の有無別年少労働者数

区分 / 業種別	合計			決められている			決められていない		
性別	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	18.4 9	8	1	81.6 40	27	13
洋服仕立販売業	6	6	—	2	2	—	4	4	—
パン製造業	8	6	2	1	1	—	7	5	2
革靴製造業	7	6	1	5	5	—	2	1	1
酒屋	9	8	1	—	—	—	9	8	1
そば屋	7	6	1	—	—	—	7	6	1
床屋	6	3	3	—	—	—	6	3	3
風呂屋	6	—	6	1	—	1	5	—	5

第31表　業種別、性別、休憩時間別年少労働者数（決められている場合）

時間別 / 業種別	合計			45分未満			45分以上1時間未満			1時間以上2時間未満			2時間以上			不詳		
性別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 9	8	1	22.2 2	2	—	11.1 1	1	—	33.4 3	3	—	22.2 2	1	1	11.1 1	1	—
洋服仕立販売業	2	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
パン製造業	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
革靴製造業	5	5	—	2	2	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—
酒屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そば屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
風呂屋	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—

第32表　業種別、性別休憩の態様別年少労働者数（決められていない場合）

業種別＼態様別＼性別	合計 計	合計 男	合計 女	自分の仕事の都合によつて勝手に休む 計	男	女	仕事の都合によつてみんなで一緒に休む 計	男	女	全然休まない 計	男	女	その他 計	男	女
計	% 100.0 40	27	13	67.5 27	17	10	5.0 2	2	-	15.0 6	4	2	12.5 5	4	1
洋服仕立販売業	4	4	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	2	2	-
パン製造業	7	5	2	5	3	2	-	-	-	1	1	-	1	1	-
革靴製造業	2	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒屋	9	8	1	6	5	1	-	-	-	3	3	-	-	-	-
そば屋	7	6	1	5	5	-	-	-	-	-	-	-	2 1	1	1
床屋	6	3	3	5	2	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-
風呂屋	5	-	5	3	-	3	-	-	-	2	-	2	-	-	-

第33表　業種別、性別、休憩時間の利用別年少労働者数（きめられている場合）

業種別＼利用別＼性別	合計 計	合計 男	合計 女	休める 計	男	女	休めない 計	男	女
計	% 100 9	8	1	8 88.9	7	1	11.1 1	1	-
洋服仕立販売業	2	2	-	2	2	-	-	-	-
パン製造業	1	1	-	-	-	-	1	1	-
革靴製造業	5	5	-	5	5	-	-	-	-
酒屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そば屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-
床屋	1	-	1	1	-	1	-	-	-
風呂屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-

19. 休日の有無及び日数

総数49人中47人（95.9%）は公休日がきめられているもので、きめられていないものは僅かに、パン屋とそば屋にそれぞれ1人みられただけである（第34表）。次に、きめられているものについて、その日数をみると、月2回が40人中35人（74.5%）でそのほとんどを占め、他は週1回の7人（14.9%）、月1回の5人(10.6%)となつている。月2回のものを業種別にみると、靴屋、酒屋の7人、洋服屋、パン屋、そば屋、風呂屋の5人と、大体同じ傾向にあるが、床屋だけは、ここには1人をみるだけで週1回のところに5人（10.6%）を占めている（第35表）。

第34表　業種別、性別、休日の有無別年少労働者数

業種別＼有無別・性別	合計			きめられている			きめられていない		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	95.9 47	33	14	4.1 2	2	-
洋服仕立販売業	6	6	-	6	6	-	-	-	-
パン製造業	8	6	2	7	5	2	1	1	-
革靴製造業	7	6	1	7	6	1	-	-	-
酒屋	9	8	1	9	8	1	-	-	-
そば屋	7	6	1	6	5	1	1	1	-
床屋	6	3	3	6	3	3	-	-	-
風呂屋	6	-	6	6	-	6	-	-	-

第35表　業種別、性別、休日日数別年少労働者数

業種別＼区分	合計						男						女					
	週			月			週			月			週			月		
	計	1回	2回	計	1回	2回	計	1回	2回	計	1回	2回	計	1回	2回	計	1回	2回
計	7	7	-	40	5	35	3	3	-	30	4	26	4	4	-	10	1	9
洋服仕立販売業	1	1	-	5	-	5	1	1	-	5	-	5	-	-	-	-	-	-
パン製造業	-	-	-	7	2	5	-	-	-	5	1	4	-	-	-	2	1	1
革靴製造業	-	-	-	7	-	7	-	-	-	6	-	6	-	-	-	1	-	1
酒屋	-	-	-	9	2	7	-	-	-	8	2	6	-	-	-	1	-	1
そば屋	-	-	-	6	1	5	-	-	-	5	1	4	-	-	-	1	-	1
床屋	5	5	-	1	-	1	2	2	-	1	-	1	3	3	-	-	-	-
風呂屋	1	1	-	5	-	5	-	-	-	-	-	-	1	1	-	5	-	5

20. 年次有給休暇の有無及び日数

休日に反して無いものが大部分で44人（89.8%）、有ると答えたものが靴屋に2人、床屋に1人、風呂屋に1人の4人（8.2%）だけである（第36表）。その決められている日数をみると、4人のうち2人は8日、あとの2人は6日未満となつている（第37、38表）。

第36表　業種別、性別、年次有給休暇有無別年少労働者数

有無別 / 性別 / 業種別	合計			有			無			知らない		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	8.2 4	3	1	89.8 44	32	12	2.0 1	−	1
洋服仕立販売業	6	6	−	−	−	−	6	6	−	−	−	−
パン製造業	8	6	2	−	−	−	8	6	2	−	−	−
革靴製造業	7	6	1	2	2	−	5	4	1	−	−	−
酒屋	9	8	1	−	−	−	8	8	−	1	−	1
そば屋	7	6	1	−	−	−	7	6	1	−	−	−
床屋	6	3	3	1	1	−	5	2	3	−	−	−
風呂屋	6	−	6	1	−	1	5	−	5	−	−	−

第37表　業種別、性別、年次有給休暇日数別年少労働者数

性別 / 日数別 / 業種別	計								男								女							
	計	6日未満	6日	7日	8日	9日	10日	不詳	計	6日未満	6日	7日	8日	9日	10日	不詳	計	6日未満	6日	7日	8日	9日	10日	不詳
計	4	2	−	−	2	−	−	−	3	1	−	−	2	−	−	−	1	1	−	−	−	−	−	−
洋服仕立販売業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
パン製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
革靴製造業	2	1	−	−	1	−	−	−	2	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
酒屋	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
そば屋	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
床屋	1	−	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
風呂屋	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	−	−	−	−

第38表　業種別、性別年次有給休暇実施状況

実施別 / 性別 / 業種別	合計			好きなときにとれる			とれない		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 4	3	1	% 100.0 4	3	1	−	−	−
洋服仕立販売業	−	−	−	−	−	−	−	−	−
パン製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−
革靴製造業	2	2	−	2	2	−	−	−	−
酒屋	−	−	−	−	−	−	−	−	−
そば屋	−	−	−	−	−	−	−	−	−
床屋	1	1	−	1	1	−	−	−	−
風呂屋	1	−	1	1	−	1	−	−	−

21. 賃　　金

労働基準法によれば、賃金は、通貨で直接労働者にその全額を支払わなければならないとことになつているが、これに反する事例は全然みられない（第39表）。

次に賃金の支払日についてみると支払日のきまつているものが大多数で49人のうち46人（93.9%）であり、これはもとより当然であるが、きまつていないと答えたものに床屋2人、風呂屋1人の3人（6.1%）がある（第40表）。きまつているものにつき一ケ月における支払回数をみると、1回払いが46人中31人（67.4%）で最も多く、2回払いの14人（30.4%）、不詳の1人となつている。業種別にみると、パン屋は全部が1回であり、続いて1回の方が多いものはそば屋（6人）、洋服屋（5人）、酒屋（5人）、風呂屋（4人）となり、靴屋（5人）と床屋（3人）は2回の方が多くなつている（第41表）。

賃金の手取り額をみると、一番多いのは2,000円以上3,000円未満の14人（28.6%）、次いで1,000円以上2,000円未満の13人（26.5%）、3,000円以上4,000円未満の8人（16.3%）、4,000円以上5,000円未満の7人（14.3%）、1,000円未満の5人（10.2%）、5,000円以上の2人（4.1%）という順になつている。

これを男女別にみると、男子は35人中、1,000円以上2,000円未満が最も多く12人（34.3%）で、女子は14人中2,000円以上3,000円未満が6人（42.9%）であるが、その最低額1,000円未満についてみると5人のうち男子が4人を占めており、最高額の5,000円以上については、2人のうち2人とも男子によつて占められている。業種別にみると1,000円未満のものは、洋服屋に1人、靴屋に2人、酒屋に1人、床屋に1人となつており、5,000円以上のものは、洋服屋、靴屋に各1人ずつみられる。

なお、調査時期がたまたま1月であつたため、12月分の手取りについての答になり、暮の手当等が含まれている等の関係で多少通常の手取り額よりも多くなつているという事が考えられる（第42表）。

第39表　業種別、性別賃金の受給方法

業種別＼受給方法別＼性別	合計			直接うけとる			直接うけとらない		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	100.0 49	35	14	-	-	-
洋服仕立販売業	6	6	-	6	6	-	-	-	-
パン製造業	8	6	2	8	6	2	-	-	-
革靴製造業	7	6	1	7	6	1	-	-	-
酒屋	9	8	1	9	8	1	-	-	-
そば屋	7	6	1	7	6	1	-	-	-
床屋	6	3	3	6	3	3	-	-	-
風呂屋	6	-	6	6	-	6	-	-	-

第40表　業種別、性別、賃金支払日の定、不定別年少労働者数

業種別＼定、不定別・性別	合計 計	合計 男	合計 女	きまっている 計	きまっている 男	きまっている 女	きまっていない 計	きまっていない 男	きまっていない 女
	%								
計	100.0 49	35	14	93.9 46	35	11	6.1 3	—	3
洋服仕立販売業	6	6	—	6	6	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	8	6	2	—	—	—
革靴製造業	7	6	1	7	6	1	—	—	—
酒屋	9	8	1	9	8	1	—	—	—
そば屋	7	6	1	7	6	1	—	—	—
床屋	6	3	3	4	3	1	2	—	2
風呂屋	6	—	6	5	—	5	1	—	1

第41表　業種別、性別、一ケ月における賃金支払回数別年少労働者数

業種別＼回数別・性別	合計 計	合計 男	合計 女	1回 計	1回 男	1回 女	2回 計	2回 男	2回 女	その他 計	その他 男	その他 女	不詳 計	不詳 男	不詳 女
	%														
計	100.0 46	35	11	67.4 31	23	8	30.4 14	12	2	—	—	—	2.2 1	—	1
洋服仕立販売業	6	6	—	5	5	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
パン製造業	8	6	2	8	6	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
革靴製造業	7	6	1	2	1	1	5	5	—	—	—	—	—	—	—
酒屋	9	8	1	5	5	—	3	3	—	—	—	—	1	—	1
そば屋	7	6	1	6	5	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
床屋	4	3	1	1	1	—	3	2	1	—	—	—	—	—	—
風呂屋	5	—	5	4	—	4	1	—	1	—	—	—	—	—	—

第42表　業種別、性別、給与額(手取り)別年少労働者数

業種別＼性別・給与額	合計 計	合計 1,000未満	合計 1,000以上2,000未満	合計 2,000～3,000	合計 3,000～4,000	合計 4,000～5,000	合計 5,000以上	男 計	男 1,000未満	男 1,000以上2,000未満	男 2,000～3,000	男 3,000～4,000	男 4,000～5,000	男 5,000以上	女 計	女 1,000未満	女 1,000～2,000	女 2,000～3,000	女 3,000～4,000	女 4,000～5,000	女 5,000以上
	%																				
計	100.0 49	10.2 5	26.5 13	28.6 14	16.3 8	14.3 7	4.1 2	35	4	12	8	3	6	2	14	1	1	6	5	1	—
洋服仕立販売業	6	1	2	2	—	—	1	6	1	2	2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
パン製造業	8	—	1	3	1	3	—	6	—	1	2	—	3	—	2	—	—	1	1	—	—
革靴製造業	7	2	4	—	—	—	1	6	2	3	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
酒屋	9	1	—	3	2	3	—	8	1	—	2	2	3	—	1	—	—	1	—	—	—
そば屋	7	—	3	2	1	1	—	6	—	3	2	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—
床屋	6	1	3	2	—	—	—	3	—	3	—	—	—	—	3	1	—	2	—	—	—
風呂屋	6	—	—	2	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	2	4	—	—

22. 医療費支払態様

けがをしたり、病気にかかつた時の医療費についてみると、使用者が全部負担するものが最も多く、49人中24人（48.9％）を占め、次は使用者がその一部分負担するものが9人（18.4％）であり、自分が全部負担するものは、僅かにパン屋に2人、床屋に2人、風呂屋に3人の7人(14.3%)である（第43表）。

第43表　業種別、性別、医療費支払態様別年少労働者数

業種別＼性別＼支払態様別	合計			自分が全部負担する			使用者がその一部分負担する			使用者が全部負担する			その他			不詳		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	14.3 7	2	5	18.4 9	7	2	48.9 24	18	6	8.2 4	3	1	10.2 5	5	—
洋服仕立販売業	6	6	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	4	4	—
パン製造業	8	6	2	2	1	1	1	—	1	4	4	—	—	—	—	1	1	—
革靴製造業	7	6	1	—	—	—	3	2	1	4	4	—	—	—	—	—	—	—
酒屋	9	8	1	—	—	—	4	4	—	4	3	1	1	1	—	—	—	—
そば屋	7	6	1	—	—	—	—	—	—	5	4	1	2	2	—	—	—	—
床屋	6	3	3	2	1	1	—	—	—	4	2	2	—	—	—	—	—	—
風呂屋	6	—	6	3	—	3	—	—	—	2	—	2	1	—	1	—	—	—

23. 継続勤務についての希望

「とのまますつとつとめる」というものが、その大部分で49人中40人（81.7％）、「もつとよいところがあつたらかわりたい」というのは、パン屋1人、風呂屋2人（6.1％）のみで、やめたいと答えたものは皆無であつた、この結果よりすると、大部分のものが、現在の職業に一応満足している様にとれるが、「すつとつとめる」と答えた者もそれほどはつきりした根拠から答えたとは思われない点がある。即ち、「今のところは、そのつもりです」という答えのものが非常に多かつたという事である。これより考えても、この表に現れた数字によつて、ほとんどの者が継続勤務するものとする見方は危険であると思われる（第44表）。

第44表　業種別、性別、継続勤務希望別年少労働者数

業種別＼性別＼区分	合計			すつとつとめる			もつとよいところがあつたらかわりたい			やめたい			その他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	% 100.0 49	35	14	81.7 40	31	9	6.1 3	—	3	—	—	—	12.2 6	4	2
洋服仕立販売業	6	6	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—
パン製造業	8	6	2	6	5	1	1	—	1	—	—	—	1	1	—
革靴製造業	7	6	1	7	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒屋	9	8	1	8	8	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
そば屋	7	6	1	6	5	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—
床屋	6	3	3	5	3	2	—	—	—	—	—	—	1	—	1
風呂屋	6	—	6	4	—	4	2	—	2	—	—	—	—	—	—

24. 希望事項

最後に、使用者に対してどんなことを望んでいるかをみると「別にない」という者が最も多く、51人中19

人（37.3%）で、次は全く解答のない不詳が17人（33.3%）で、この二項で全体の（70.6%）を占めているが、これ又充分に恵まれた環境にある為ばかりとは思われない。そこで念の為、わずかではあるが、希望事項をあげてみると、時間がほしい（洋服屋2人、風呂屋2人）、親切に教えてほしい（洋服屋1人、靴屋1人）、学校に行かせてほしい（パン屋2人）、休日がほしい（パン屋1人、そば屋1人、風呂屋1人）、給料がもっとほしい（パン屋1人、そば屋2人）等である（第45表）。

第45表　業種別、性別、希望事項別年少労働者数

業種別＼性別・希望事項別	計									男				
	計	時間がほしい	親切に教えてほしい	学校に行かせてほしい	休日がほしい	給料がもっとほしい	別にない	その他	不詳	計	時間がほしい	親切に教えてほしい	学校に行かせてほしい	休日がほしい
	%													
計	100.0 51	7.8 4	3.9 2	3.9 2	5.9 3	5.9 3	37.3 19	2.0 1	33.3 17	36	2	2	1	−
洋服仕立販売業	7	2	1	−	−	−	3	−	1	7	2	1	−	−
パン製造業	9	−	−	2	1	1	4	1	−	6	−	−	1	−
革靴製造業	7	−	1	−	−	−	1	−	5	6	−	1	−	−
酒屋	9	−	−	−	−	−	4	−	5	8	−	−	−	−
そば屋	7	−	−	−	1	2	−	−	4	6	−	−	−	−
床屋	6	−	−	−	−	−	4	−	2	3	−	−	−	−
風呂屋	6	2	−	−	1	−	3	−	−	−	−	−	−	−

業種別＼性別・希望事項別					女									
	給料がもっとほしい	別にない	その他	不詳	計	時間がほしい	親切に教えてほしい	学校に行かせてほしい	休日がほしい	給料がもっとほしい	別にない	その他	不詳
計	2	14	1	14	15	2	−	1	3	1	5	−	3
洋服仕立販売業	−	3	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
パン製造業	−	4	1	−	3	−	−	1	1	1	−	−	−
革靴製造業	−	1	−	4	1	−	−	−	−	−	−	−	1
酒屋	−	4	−	4	1	−	−	−	−	−	−	−	1
そば屋	2	−	−	4	1	−	−	−	1	−	−	−	−
床屋	−	2	−	1	3	−	−	−	−	−	2	−	1
風呂屋	−	−	−	−	6	2	−	−	1	−	3	−	−

働く年少者の実態調査票（事業場）

1. 業　　種　　2. 事業場名
3. 主な生産品　　4. 所　在　地
5. 労働者数

区　　分	総　　数	男	女
総　　数			
年　少　者			

6. 給　　与
(1) 賃金形態　(イ) 月給制
(ロ) 日給制
(ハ) その他

7. 賃金構成

〔例〕基本賃金　年令、学歴、能力で決定する。
家族手当　1ヶ月1人400円、2人以上200円
時間外手当　基準法通り
運　　刻　差引く

8. 給与総額

区　　分	給　与　総　額	支給労働者数
総　　数		
年　少　者		

注）税込　前月分

9. 給与から控除されるもの
(1) 税　　金　　(4) 食　　費
(2) 健康保険　　(5) その他の経費
(3) 失業保険

10. 恩恵的給与
(1) あ　　り
◎ 品　　名（　　）
◎ 回数、年（　　）
◎ 見積価格（　　円）
(2) な　　し

11. 生活施設
(1) 種　　類
(イ) 労働者の寄宿舎として独立の棟がある。
(ロ) 事業主の住居内に一定の部屋がきめてある。
(ハ) 事業場内に特定の部屋がきめてある。
(ニ) そ　の　他
(2) 居室の広さ

(イ)	(ロ)	計
畳	畳	畳
人	人	人

(3) 現在居住者

総　　数　（　　人）

年 少 者　（　　人）

12. 労 災 保 険

(1) 強制適用事業場

(2) 任意適用事業場 {(イ) 加入している。
(ロ) 加入していない。　なぜ（　　）

13. 年少者の技術教育計画

働く年少者の実態調査票（個人）

1. 年令（満）　才　　性別　　男・女
2. あなたのでた学校は次のどれにあたりますか。

小学校 / 中学校 } 卒業・中退

定時制高校 / 高等学校 } 中退

3. あなたは今学校又は技能者養成施設等に行つていますか。
   (1) 行つている
   定時制高校
   各種学校
   技能者養成施設
   その他
   (2) 行つていない
   (イ) 行きたいがいけない
   ○時間がない　　○つかれる
   ○事業主が許さない　　○家計が苦しい
   ○適当な学校が近くにない　　○その他（　　）
   (ロ) 行きたくない
   なぜですか（　　）
4. あなたはここにつとめる前に他のところにつとめたことがありますか
   (1) ある　　どんな仕事（　　）
   (2) ない
5. なぜ前のつとめ先をやめましたか（つとめたことのある人について）
   (1) 給料が安いから　　(2) 仕事が好きでなかつたから
   (3) つとめ先が遠いから　　(4) やめさせられた。なぜ（　　）
   (5) 病気になつたから　　(6) その他（　　）
6. あなたはどうしてここに務めるようになりましたか
   (1) 学校から紹介されて　　(2) 安定所を通じて
   (3) ここの事業主と親戚である　　(4) 知人に紹介された
   (5) 自分でみつけた　　(6) その他（　　）
7. あなたはここに働めてからどの位になりますか（満）　年　月　日
8. あなたの年令証明書はここの事業場に備付けてありますか
   (1) ある
   (2) ない　なぜですか（　　）
9. あなたはここにつとめるとき、労働契約はどういうようにしましたか
   (1) 書面によつて契約をした　(2) 口頭でした　(3) その内容は（　　）
10. あなたはこの土地の人ですか、それとも他所からきているのですか
   (1) 土地の人　　(2) 他所からきている、どこ（　　）
11. あなたは住込みですか、それとも通いですか
   (1) 住込　(2) かよい
12. 食事はどんな待遇ですか
   (1) 使用者の家族と同じである　(2) 家族と別である　(3) その他
13. あなたは何時におきて何時にねますか
   (1) 起床　午前　時　分　　(2) 就寝　午後　時　分
14. あなたの仕事の名前は

15. あなたはどういうことをしていますか（機械、取扱つている材料、製品名等をあげて具体的にかく）
16. 仕事をおぼえるのに使用者やその他の職場の人は親切に教えてくれますか。
(1) よく教える　(2) 普通　(3) あまりよく教えてくれない
17. あなたは仕事に関係のないことを言いつけられることがありますか（例えば家事）
○ある　それは主にどんなことですか（　　）　○ない
18. あなたの作業場には次のようなことがありませんか（該当のものに○印をつける）
(1) 危い機械や工具を使つている
(2) 機械器具その他の設備がよくない
(3) 材料又は取扱つているものが不適当である（重すぎるなど）
(4) 作業場が狭い
(5) 作業場の整頓がよくない
(6) 作業場が暗い
(7) 作業場にほこり、蒸気、ガス等がひどい
(8) 作業場が暖い
(9) 〃　寒い
(10) 作業場がそうぞうしい
(11) その他（　　）
19. あなたのしている仕事は次のどれにあたりますか（相当するものに○印をつける）
(1) 力のいる仕事　(2) 速い仕事　(3) ひどく気を張つてする仕事　(4) 軽い普通の仕事　(5) その他
20. あなたは仕事についてどういうように感じていますか
(1) 仕事が好きである　(2) 仕事が好きでない　(3) 仕事がむつかしい　(4) 仕事がやさしい
21. 毎日仕事を始める時刻と終る時刻はきめられていますか
(1) きめられている　午前　時　分　午後　時　分　(2) いない
22. 昨日実際に仕事を何時に始め、何時までやりましたか（昨日休みの場合は一昨日）
午前　時　分　午後　時　分
23. 上に書いた時間は昨日だけですか　それとも大体毎日ですか
(1) 昨日だけ　(2) 時々ある　(3) 毎日大体同じである
24. 休憩時間はきめられていますか
(1) 決められている　時　分（一日の休憩時間の合計）
(2) 決められていない
(イ) 自分の仕事の都合によつて勝手にやすむ　(ロ) 仕事の都合によつてみんなで一緒にやすむ
(ハ) 全然やすまない　(ニ) その他（　　）
25. 休憩時間中は充分休めますか
(1) 休める　(2) 休めない　なぜ（　　）
26. 公休日はきめられていますか
(1) きめられている　週　回　月　回　(2) きめられていない
27. 年次有給休暇はありますか　(1) ない　(2) ある（　日）
28. その休暇は好きなときにとれますか　(1) とれる　(2) とれない　なぜ（　　）
29. 給料は直接あなたが受けとりますか
(1) 直接うけとる　(2) 直接うけとらない。誰がうけとりますか（　　）
30. 給料の支払日は決つていますか　(1) きまつている　月　回　(2) きまつていない
31. 先月の給料はいくらもらいましたか（手取り）
32. けがをしたり、病気にかかつた時の医療費は誰が出しますか
(1) 自分が全部負担する　(3) 使用者が全部を負担する
(2) 使用者がその一部分負担する　(4) その他（　　）
33. あなたは今のところにこれからもずつと働くつもりですか。
(1) ずつとつとめる　(3) やめたい
(2) もつとよいところがあつたらかわりたい　(4) その他（　　）
34. あなたは使用者に対してどんなことを望みますか。
（例、休日がもつとほしい。給料をもつとあげてほしい。）

GAa1

労働省婦人少年局

館内

0076330 3